

社会福祉法人景福会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人景福会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第2条 理事及び監事が理事会・評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第3条の報酬はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)
理事会・評議員会出席報酬等	6,000 円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

	報 酬 (日額)
評議員会出席報酬等	6,000 円

3 費用弁償

理事会・評議員会出席のための費用弁償として、別に定めた「社会福祉法人景福会旅費規定(以下、旅費規定)に基づき交通費を支払うことができる。

(役員等の勤務報酬等)

第3条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び旅費規定に基づく交通費を支払うことができる。

2 業務執行理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び旅費規定に基づく交通費を支払うことができる。ただし、業務執行理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び旅費規定に基づく交通費を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び旅費規定に基づく交通費を支払うことができる。

(出張旅費)

第4条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費規定を準用し、施設長の旅費(交通費・日当・宿泊費)に相当する額を支給する。

(当法人役員との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対して、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 第3条の当該会議に出席および第4条の業務により勤務した都度、支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1

名 称	報 酬	備 考
理 事 長 業 務 報 酬 等 (日額)	6, 0 0 0 円	
業 務 執 行 理 事 業 務 報 酬 等 (日額)	6, 0 0 0 円	職員兼務なし
理 事 及 び 評 議 員 業 務 報 酬 等 (日額)	6, 0 0 0 円	
監 事 監 査 業 務 報 酬 等 (日額)	6, 0 0 0 円	